

群馬大学総合情報メディアセンター規則

平成17. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成25. 4. 1

平成26. 4. 1 令和 4. 4. 1

令和 7. 4. 1 令和 8. 4. 22

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第7条第2項の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における学術情報及び情報技術に関する中枢的業務の遂行及び情報基盤の整備並びにその管理運用を行い、もって本学の教育研究及び社会貢献活動等の向上に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる部門等をもって組織する。

- (1) 図書館部門
- (2) 情報基盤部門
- (3) 群馬大学出版会

2 部門等に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術情報の収集、保存、利用及び発信に関すること。
- (2) 本学の情報基盤の企画立案に関すること。
- (3) 本学の情報処理教育に関すること。
- (4) 本学の情報セキュリティの確保に関すること。
- (5) 本学の情報化を推進するための研究開発に関すること。
- (6) その他本学の情報化及び学術情報基盤の維持管理に関すること。
- (7) 教材著作物の利用許諾、著作権の管理に関すること。

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの運営の基本的事項を審議するとともに、情報化の推進及び情報セキュリティに関して必要な事項を実施するために、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 群馬大学附属図書館規則（平成16年4月1日制定）、群馬大学附属図書館運営委員会規則（平成16年4月1日制定）及び群馬大学附属図書館医学分館長選考規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。